高圧ガス販売計画書

（販売する高圧ガスの種類及び販売の技術上の基準の確認に必要な書面）

**１　販売事業開始の日**　　　　　　年　　月　　日

**２　販売の目的**

　該当するものに○をつけてください。

　いずれにも該当しない場合は具体的に記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 飲料用炭酸ガス |  | 工業用燃料 |
|  | スクーバー用空気 |  | 冷凍設備、空調設備の冷媒ガス補充用 |
|  | 医療用 |  | 試験機器等の標準ガス用 |
|  | 溶接溶断用 |  | 冷媒ガスの入った冷凍設備、空調設備の販売 |
| （上記に該当しない場合の記載欄） | | | |

**３　販売主任者の選任（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）**

販売主任者の選任を要する販売所では必要な資格を持った販売主任者の氏名及び免状について記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一種販売主任者 | |  | 第二種販売主任者 | |
| 氏名 |  | 氏名 |  |
| 免状の  種類 | 第一種販売  甲種化学・甲種機械  乙種化学・乙種機械 | 免状の種類 | 第二種販売  甲種化学・甲種機械  乙種化学・乙種機械  丙種化学（特丙を除く） |
| 免状番号 | 第　　　　号 |
| 経験ガスの区分 | 特殊高圧ガス／可燃性・毒性ガス  可燃性ガス／毒性ガス／酸素 | 免状番号 | 第　　　　号 |
| 経験ガスの区分 | 液化石油ガス |

備考　「第一種販売主任者」の「経験ガスの区分」欄は、一般高圧ガス保安規則第７２条第２項の表下欄に掲げるガスについて、６月以上の経験があるガスの区分を丸で囲む。

選任不要の販売所では販売に係る部課等の責任者の氏名を記載して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 部課等 | 氏　　　名 |
|  |  |

**４　遵守事項**

　該当するものに○をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 該当 | 内容 |
|  | 高圧ガス保安法第20条の６第１項に基づく、販売の方法に係る技術上の基準を遵守する。  （一般則第40条、液石則第41条、冷凍則第27条） |
|  | 高圧ガス保安法第15条第１項に基づく、貯蔵に係る技術上の基準を遵守する。（一般則第18条、液石則第19条、冷凍則第20条） |
|  | 高圧ガス保安法第23条第１項及び第２項に基づく、移動に係る技術上の基準を遵守する。また、委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認する。（一般則第48～50条、液石則第47～49条） |
|  | 高圧ガス保安法第20条の６第１項に基づく、販売先保安台帳を備える。  （一般則第40条、液石則第41条、冷凍則第27条） |
|  | 高圧ガス保安法第60条第１項に基づく、容器授受記録簿を備え、2年間保存する。（一般則第95条、液石則93条） |
|  | 高圧ガス保安法第60条第１項に基づく、高圧ガスによる災害の発生の防止に関する文書（周知文書）を消費者に配布し、帳簿に記載し、2年間保存する。（一般則第95条、液石則93条） |
|  | 高圧ガス保安法第27条第4項に基づく、従業員に保安教育を実施し、実施結果を記録し保存する。 |

**５　高圧ガス供給系統図**

**６　販売に係る貯蔵（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）**

販売に係る容器を貯蔵する容器置場について記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 容器置場面積 | ｍ２ | |  | |
| 容器置場所在地 | 販売所内 |  | | |
| その他 | 住所 | |  |
| 電話番号 | |  |
| 所有者 | | 自社・借用（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 貯蔵所の種類 | 第一種貯蔵所（許可）・第二種貯蔵所（届出）・その他の貯蔵 | | | |

**７　販売の方法・販売する高圧ガスの種類及び最大貯蔵量の一覧表**

（１）容器を取り扱う販売

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売の  方法 | | 高圧ガスの種類 | | 最大貯蔵量 | |
| 区分 | 名称 |
| 容  器  を  取  扱  う  販  売 | 容  器  を  貯  蔵  す  る | 液化石油ガス※ |  | ｍ３ | 注）  液化ガス10kg＝1㎥で換算  合計  ｍ３ |
| 特殊高圧ガス |  | ｍ３ |
| 可燃性・毒性ガス |  | ｍ３ |
| 可燃性ガス |  | ｍ３ |
| 毒性ガス |  | ｍ３ |
| 酸素 |  | ｍ３ |
| 不活性ガス※ |  | ｍ３ |
| その他のガス |  | ｍ３ |
| 冷凍設備内の高圧ガス |  |  |
| 運  搬  の  み | 液化石油ガス※ |  | | |
| 特殊高圧ガス |  | | |
| 可燃性・毒性ガス |  | | |
| 可燃性ガス |  | | |
| 毒性ガス |  | | |
| 酸素 |  | | |
| 不活性ガス※ |  | | |
| その他のガス |  | | |
| 冷凍設備内の高圧ガス |  | | |

（２）容器を取り扱わない販売（伝票販売）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 販売の  方法 | 高圧ガスの種類 | |
| 区分 | 名称 |
| 伝  票  販  売 | 液化石油ガス※ |  |
| 特殊高圧ガス |  |
| 可燃性・毒性ガス |  |
| 可燃性ガス |  |
| 毒性ガス |  |
| 酸素 |  |
| 不活性ガス※ |  |
| その他のガス |  |
| 冷凍設備内の高圧ガス |  |

備考　１　「不活性ガス」とは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性を除く。)。

２　「ガスの区分」の欄中※の区分に該当する場合は、同一区分内のガスの名称を変更するとき、販売するガスの種類の変更の届出をする必要はない。

３　「冷凍設備内の高圧ガス」とは、冷凍能力２０（フルオロカーボン又はアンモニアの場合５０）ｔ／日以上の冷凍設備内における高圧ガスに限る。

販売する高圧ガスの種類及び販売の技術上の基準の確認に必要な図面

１　販売所位置図

|  |
| --- |
|  |

２　倉庫位置図(容器置場所在地)

|  |
| --- |
|  |

３　容器置場の位置及び構造を示す図

|  |
| --- |
| 位置（敷地平面図等）（容器置場の位置を図示してください） |
|  |
| 構造（内部構造、除害設備等を示す図面） |
|  |